◎指定給水装置工事事業者申請及び更新必要書類

指定給水装置工事事業者指定(更新)申請書(様式第1)
機械器具調書(別表)【機械器具写真添付】
誓約書 (様式第 2)
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)
給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状または技術者証の写し)
給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの(保険証の写し等)
法人の場合:定款(写し)及び登記事項証明書
個人の場合:住民票
事業所の写真【外観と内観】
多気町指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書
手数料【登録手数料 14,000円 • 更新手数料 7,000円】
※手数料は、指定給水装置工事事業者証を渡す時に支払っていただきます。

◎指定給水装置工事事業者変更届必要書類

《社名	3、代表者名に変更があった場合≫	
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
	誓約書 (様式第 2)	
	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3)	
	法人の場合:定款(写し)及び登記事項証明書	
	個人の場合:住民票	
	従前の多気町指定給水装置工事事業者証(原本)	
≪主任技術者に変更があった場合≫		
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
	給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状または技術者証の写し)	
	給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの(保険証の写し等)	
	※解任の場合は不要	
≪役員に変更があった場合≫(法人のみ)		
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
	登記事項証明書	
≪住所に変更があった場合≫		
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
	法人の場合:登記事項証明書	
	個人の場合:住民票	

◎指定給水装置工事事業者の廃止・休止・再開届必要書類

≪事業の廃止の場合≫ □ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11) □ 従前の多気町指定給水装置工事事業者証(原本) ≪事業の休止の場合≫ □ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11) ≪事業の再開の場合≫ □ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)

※ ただし、有効期限が過ぎた場合は新規指定の手続きが必要となります。